

吸収分割に関する事後開示書面

(会社法第791条第1項第1号、第801条第3項第2号及び会社法施行規則第189条に基づく開示事項)

令和8年9月1日

G－FACTORY株式会社

令和 8 年 9 月 1 日

吸収分割に関する事後開示書面

東京都新宿区西新宿一丁目 2 5 番 1 号

G－F A C T O R Y 株式会社

代表取締役 片平 雅之

当社（以下「承継会社」といいます。）は、双日食料株式会社（以下「分割会社」といいます。）との間で締結した令和 8 年 7 月 1 0 日付吸収分割契約に基づき、令和 8 年 9 月 1 日を効力発生日として、分割会社の営む飲食店の開業をサポートするプラットフォーム「OMISE CRAFT」に係る事業（以下「本事業」といいます。）に関する権利義務を承継会社が承継する吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行いました。

本吸収分割に関する会社法第 7 9 1 条第 1 項第 1 号、第 8 0 1 条第 3 項第 2 号及び会社法施行規則第 1 8 9 条に基づく開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第 1 8 9 条第 1 号）

本吸収分割は、令和 8 年 9 月 1 日に効力を生じました。

2. 分割会社における手続の経過（会社法施行規則第 1 8 9 条第 2 号）

(1) 会社法第 7 8 4 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

本吸収分割は、会社法第 7 8 4 条第 2 項に規定する簡易吸収分割であるため、該当事項はありません。

(2) 会社法第 7 8 5 条の規定による株式買取請求に係る手続の経過

本吸収分割は、会社法第784条第2項に規定する簡易吸収分割であるため、該当事項はありません。

(3) 会社法第787条の規定による新株予約権買取請求に係る手続の経過

分割会社は、新株予約権を発行しておりませんので、該当事項はありません。

(4) 会社法第789条の規定による債権者異議手続の経過

分割会社は、会社法第789条第2項及び第3項の規定に基づき、令和8年7月27日付で、官報及び日刊工業新聞により、債権者に対し、本吸収分割について異議を述べることができる旨の公告を行いました。異議申述期間内に本吸収分割について異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 承継会社における手続の経過（会社法施行規則第189条第3号）

(1) 会社法第796条の2の規定による請求に係る手続の経過

本吸収分割は、会社法第796条第2項に規定する簡易吸収分割であるため、該当事項はありません。

(2) 会社法第797条の規定による株式買取請求に係る手続の経過

承継会社は、会社法第797条第3項及び第4項の規定に基づき、令和8年7月27日付で、本吸収分割を行う旨並びに分割会社の商号及び住所を公告しましたが、会社法第796条第3項に基づく反対通知期間内に、同項に定める数の株式を有する株主からの反対通知はありませんでした。

(3) 会社法第799条の規定による債権者異議手続の経過

承継会社は、会社法第799条第2項及び第3項の規定に基づき、令和8年7月27日付で、官報及び電子公告により、債権者に対し、本吸収分割について異議を述べることができる旨の公告を行いました。異議申述期間内に本吸収分割について異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第189条第4号）

承継会社は、本吸収分割の効力発生日である令和8年9月1日をもって、吸収分割契約の定めに従い、分割会社が本事業に関して有する資産、債務、知的財産権等、契約その他の権利義務を承継しました。

承継会社が分割会社から承継した主な権利義務の内容は、以下のとおりです。

(1) 資産

- ① 売掛金（本事業関連の役務提供等に基づき効力発生日において分割会社に発生しているもの）
- ② その他、効力発生日において本事業に属するものとして承継会社及び分割会社間の協議の上、別途書面による合意によって特定する資産

(2) 負債

- ① 買掛金（本事業に関する取引先に対し、効力発生日において分割会社が負担する買掛金）
- ② 未払金（本事業に関し、効力発生日において分割会社が負担する未払金）
- ③ その他、効力発生日において本事業に属するものとして承継会社及び分割会社間の協議の上、別途書面による合意によって特定する負債

(3) 知的財産権等

- ① 商標権：登録第6828763号（図形）、登録第6828764号（OMI SE CRAFT）、登録第6828765号（オミセクラフト）（出願日：令和5年11月29日、登録日：令和6年7月29日、更新期限：令和16年7

月 29 日、指定区分：第 9 類・第 35 類・第 42 類・第 43 類、登録権者：分割会社)

② 著作権 (OMISE CRAFT のウェブサイト、システム、コンテンツに関する著作権)

③ ドメイン (本事業に係る以下のドメイン名)

<https://omise-craft.com/>

④ ソフトウェア (本事業の運営に供されるソフトウェア、システム構成資料、運用設計書、ソースコード等)

(4) 契約関係

① 利用規約に基づく会員 (OMISE CRAFT ユーザー) との契約

② 提携契約 (不動産会社、設計施工会社、パートナー会社等との提携契約。)

③ システム関連契約 (サーバー事業者、ASP 事業者、決済代行事業者等との契約)

④ その他、本事業に関する個別契約 (基本契約に基づく個別契約を含む。)

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日 (会社法施行規則第 189 条第 5 号)

本吸収分割の効力発生日である令和 8 年 9 月 1 日から 14 日以内に行う予定です。

6. 前各号に掲げるもののほか、吸収分割に関する重要な事項 (会社法施行規則第 189 条第 6 号)

(1) 分割対価の交付に関する事項

承継会社は、吸収分割契約書第 4 条に基づき、効力発生日において、本吸収分割の対価として、分割会社に対して、金 800 万円を交付する予定です。

(2) 資本金及び準備金に関する事項

承継会社は、本吸収分割により、資本金及び準備金の額を増加しておりません。

(3) 吸収分割契約の変更の有無

吸収分割契約の締結日から本吸収分割の効力発生日までの間に、吸収分割契約の内容について重要な変更はありませんでした。

以 上